

湯浅町告示第48号

湯浅町町民カレンダー有料広告掲載実施要領を次のように定め、平成29年5月1日から適用する。

平成29年 5月 1日

湯浅町長 上山 章善

湯浅町町民カレンダー有料広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、湯浅町有料広告掲載要綱（平成27年告示第61号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、町が作成する湯浅町町民カレンダー（以下「カレンダー」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

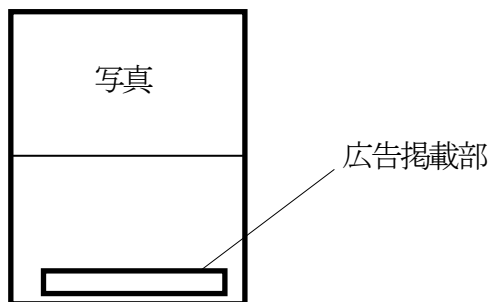
(広告掲載の媒体)

第2条 広告掲載する媒体は、カレンダーとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第3条 広告は、カレンダーの下部で町が指定した位置に掲載することとし、掲載枠数及び掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は下記の通りとする。

- (1) 広告規格 タテ 15mm ヨコ 240mm
- (2) 1ヶ月につき1枠
- (3) 1枠につき7,500円



(広告の掲載)

第4条 広告の掲載は、1ヶ月単位とし、複数月の掲載を可能とする。ただし、単年分とする。

(広告主の募集と選定方法)

第5条 広告掲載の募集は、広報ゆあさ又は町ホームページ等により行うものとする。ただし、広告掲載希望者（以下「希望者」という。）が広告枠数に満たないときは、個別に案内することができる。

- 2 希望者が募集件数を超えるときは、要綱第7条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(広告掲載の申込み)

第6条 希望者は、湯浅町町民カレンダー有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原案を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された広告原案の内容に不適切な表現がある場合には、町長は、修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、湯浅町町民カレンダー有料広告掲載（決定・却下）通知書（様式第2号）により、広告主へ通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第8条 広告主は、広告原稿作成に当たり、完成原稿を町長が指定した期日までに提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、湯浅町町民カレンダー有料広告掲載取消通知書（様式第3号）により、広告主に通知するものとする。

(1) 要綱第11条各号に該当するとき。

(2) その他町長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により町長に申し出なければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

様式第1号第6条関係

湯浅町町民カレンダー有料広告掲載申込書

年 月 日

湯浅町長 様

	住所又は所在地	
申込者	氏名又は名称	
	代表者職氏名	㊟
	電話番号	
	FAX番号	

湯浅町町民カレンダー有料広告掲載実施要領第6条の規定により、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1. 広告の概要

2. 希望掲載月 _____ 月 ・ 特になし

3. そ の 他

※「広告の概要」には、住所、名称、連絡先、その他当該広告に記載する事項を記入すること。

様式第2号第7条関係

湯浅町町民カレンダー有料広告掲載（決定・却下）通知書

年 月 日

様

湯浅町長

湯浅町町民カレンダー有料広告掲載実施要領第7条の規定により、次のとおり広告掲載（決定・却下）をしたので通知します。

☐ 広告掲載します。

広告掲載料	金 円
納付期限	年 月 日（ ）
備考	

☐ 広告掲載しません。

掲載しない理由	
---------	--

※この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、湯浅町長に審査請求することができます。

様式第3号第11条関係

湯浅町町民カレンダー有料広告掲載取消通知書

年 月 日

様

湯浅町長

年 月 日付け 第 号で掲載決定しました湯浅町町民カレンダー
有料広告掲載について、次の理由により掲載取消としましたので通知します。

取 消 理 由	
---------	--

※この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、湯
浅町長に審査請求することができます。